締約国に関する情報 ＡＬ	アルバニア	附属書　Ｂ１ ＡＬ

一　般　情　報

国内官庁の名称	General Directorate of Industrial Property (GDIP)(Albania) （産業財産総局 (GDIP)(アルバニア)）
所在地	Bulevardi “Zhan D’Ark”, Prona Nr.33, Shtëpia e Ushtarakëve, Tirana, Albania
郵便のあて名	所在地と同じ
電話番号 インターネット 電子メール ファクシミリ装置	(355-42) 234 412 mailinf@dppm.gov.al http://www.dppm.gov.al (355-42) 234 412
国内官庁はファクシミリ装置又は同様の手段による書類の提出を受理するか？（ＰＣＴ規則92.4）	ファクシミリ装置による提出を受理する
送付することができる書類の種類	すべての書類
書類の原本提出義務	送付の日から１か月以内に提出
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？（ＰＣＴ規則82.1）	受理する。ただし，ＤＨＬ又はＴＮＴの配達サービスを条件とする。
出願人がＷＩＰＯ ＤＡＳ[1]から優先権書類を取得できるようにする用意があるか？（ＰＣＴ規則17.1(ｂの2)）	用意なし
アルバニアの国民及び居住者のための管轄受理官庁	産業財産総局 (GDIP)(アルバニア)，欧州特許庁（ＥＰＯ）又はＷＩＰＯ国際事務局
国内法令は外国官庁への国際出願を制限するか？	国内官庁に問合せされたい
アルバニアが指定（又は選択）されている場合の管轄指定（又は選択）官庁	国内保護：産業財産総局 (GDIP)(アルバニア) 欧州特許：欧州特許庁（ＥＰＯ）
ＰＣＴに基づき取得可能な保護の種類	国内：特許，実用新案 欧州：特許

［次頁に続く］

1　ＷＩＰＯ ＤＡＳについての詳細情報は次から入手可能である：https://www.wipo.int/en/web/das

ＡＬ	アルバニア（続き）	ＡＬ
国内官庁が認める手数料の支払方法	国内官庁に問合せされたい	
国際型調査に関するアルバニアの規定（ＰＣＴ第15条）	な　し	
国際公開に基づく仮保護	国内特許を目的とする指定の場合： ＰＣＴ第21条に基づき公開されたアルバニア指定の国際出願は，未審査国内出願の強制的国内公開を定めたアルバニア法に基づきその権利が認められる。国際出願の請求の範囲のアルバニア語による翻訳文を管轄官庁が公開した日から仮保護が生じる（アルバニア産業財産法第27条）。 欧州特許を目的とする指定であり，次のいずれかに該当する場合： (1) 国際出願がＥＰＯ公用語の１つによって公開された場合：出願人は，出願における請求の範囲の翻訳文に関する国内的要件を満たすことを条件として，侵害に対して事情に応じて合理的な補償を求める権利を有する（ＥＰＣ第67条及び第153条(4)を参照）。[2] (2) 国際出願がＥＰＯ公用語でない言語で公開された場合：(1)に規定する保護は，ＥＰＯがその公用語の１つにより提供された国際出願を公開するまでは効力を生じない（ＥＰＣ第153条(4)及びアルバニア産業財産法第82条(1)を参照）。	
アルバニアが指定（又は選択）されている場合の有益な情報		
国内保護について		
アルバニアが指定（又は選択）されている場合に発明者の氏名（名称）及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載しなければならない。発明者に関する情報がＰＣＴ第22条又は第39条(1)(a)に基づく期間の満了時に不明の場合，管轄官庁は通知の日から３か月以内に当該要件を満たすよう出願人に求める。	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ　り（附属書Ｌ参照）	
欧州特許については，附属書Ｂ２の欧州特許機構（ＥＰ）を参照		

2　ＥＰＣに関する国内法の詳細については，http://www.epo.org/patents/law/legal-texts/national-law-epc.html，特に「Rights conferred by a European patent application after publication pursuant to Article 93 EPC (Article 67 EPC)(EPC第93条に基づく公開後の欧州特許出願によって与えられる権利(EPC第67条))」及び「Translations for obtaining provisional protection(仮保護を取得するための翻訳文)」を参照。